

当日資料

令和5年10月13日(金)
於 名古屋東急ホテル
3階「ヴェルサイユの間」

第49回日税連公開研究討論会

第二部 名古屋税理士会

「改正民法等が招いた税理士実務への影響について」

共 催 日本税理士会連合会
名古屋税理士会
東海税理士会

第1編 遺留分制度等をめぐる法務と税務の論点
(第1研究発表小委員会)

第2部

改正民法等が招いた 税理士実務への影響について



1

討論アジェンダ

Theme
01

遺留分制度をめぐる法務と税務の論点

Theme
02

配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点

Theme
03

ミュンヘン税理士会との交流

2

▶▶▶ 第一小委員会の発表

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

Theme
01

遺留分制度をめぐる法務と税務の論点

▶▶▶ 第一小委員会メンバー紹介

グループリーダー	鳥居 翼 (名古屋中村)
サブリーダー	村上 和成 (名古屋中)
委員	吉川 富造 (岐阜南)
委員	天野 祐子 (名古屋中)
委員	松谷 泰子 (名古屋北)
委員	鷺野 翔太 (名古屋中村)
委員	木村 幹雄 (熱田)

改正民法の背景

5

改正民法の背景

01 旧民法の遺留分(遺留分減殺請求)の問題点

- ☑ 遺留分侵害の対象財産が株式や不動産のような場合
財産が共有状態となり処分が困難になる
という問題があった（事業承継にも影響）
- ☑ 遺留分減殺請求事件で地方裁判所の訴訟手続で
解決された後、次に遺産分割事件として
家庭裁判所における家事事件の手続が必要であった

改正民法の背景

02 法制審議会での議論

- ☑ 遺留分に関する権利 物権 → **金銭債権**
- ☑ 遺留分権利者は金銭債権を取得しますが、
支払うべき金銭を用意することができない場合、
現物給付をすることも可能とする試案が検討された

改正民法の背景

03 改正案の変遷

- ☑ **中間試案**
現物給付財産の当事者間の協議が調わない時
(甲案) 財産の内容を裁判所が定める
(乙案) 旧民法と同様に規律で物権的效果が生ずる
パブリックコメント (甲案) × (乙案) ×
- 指定財産給付制度**
金銭債務の支払に代えて、受遺者や受贈者が指定する
財産により給付することを請求することができる案
指定財産給付制度 ×

改正民法の背景

04 遺留分侵害額請求

- ☑ 遺留分の行使（遺留分侵害額請求の行使）により遺留分侵害額に相当する金銭債権が生じる

減殺請求された財産の所有権又は共有持分 ⇒ 金銭債権

遺留分の金銭債権化は遺留分権利者の地位を弱めた

遺留分権利者 異議の訴え × 取戻権 ×

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

遺留分制度をめぐる法務と税務の論点

税法の改正

税法の改正

01 所得税基本通達の新設

- ☑ 遺留分侵害額請求権に対する代物弁済は「譲渡所得税」として課税

所得税基本通達33-1の6

『民法1046条第1項の規定による遺留分侵害額に相当する金銭の支払請求があった場合において、**金銭の支払に代えて、その債務の全部又は一部の履行として資産の移転があったときは**、その履行をした者は、原則として、その履行があった時においてその履行により消滅した債務の額に相当する価額により、当該**資産を譲渡したことになる**』

税法の改正

02 令和元年度税制改正の解説（国税庁）

- ☑ 相続税法については、遺留分に関する規定が物権的効力から金銭債権へ変化したものの

権利行使によって生ずる担税力の増減は改正前と同様であることから

改正前と同様の課税関係とし

民法の用語改正に伴う文言の整備を行う

税法の改正

03 見えてきた「課題」

相続税法では、権利行使によって生じる担税力の増減は改正前と同様の課税関係であるのに

① 代物弁済として譲渡所得税を課税される

② 相続税の範疇で解決するべきではないか

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

遺留分制度をめぐる法務と税務の論点

遺留分義務者の課税

▶▶ 遺留分義務者の課税

01 譲渡所得課税となる主張

- ☑ 法制審議会等
「減殺請求により財産が他の相続人との共有となる結果、これらの財産の処分が困難になる
特に事業用資産の場合、事業承継後の経営に支障となる」
「遺留分権利者に侵害額に相当する価値を返還させることで十分である」
→金銭債権とすることで返還をスムーズにする
- ☑ 金銭債権を代物弁済したならば譲渡所得税課税となる

▶▶ 遺留分義務者の課税

02 譲渡所得とならない反論

- ☑ 譲渡所得に対する課税
資産が譲渡によって**所有者の手を離れる**のを機会にその所有期間中の増加益を清算して課税しようとするものである（金子宏著租税法第24版264頁）
- ☑ 相続発生後
遺留分義務者が「所有」しているのか？

「**確実に支配している**」と言えないのでは？

▶▶ 遺留分義務者の課税

03 相続税の範疇による課税を検討

- 相続税法**
納税義務者は「相続または遺贈により財産を取得した者」
- 相続財産に対する「遺留分権」を有する一定範囲の相続人が「遺留分侵害額請求権」を行使する
- 遺留分権を有した時点で、相続税法の納税義務者となりうるので、相続税の範疇で課税を行うべきではないか

▶▶ 遺留分義務者の課税

04 民法改正前と同じで問題はない？

- 民法改正前と後で相続税法の考えは変わっていない
- 民法と税法はその目的や法律が規定する守備範囲が異なる
- 相続税法は相続人の相続財産の帰属に応じ、その担税力に課税する

▶▶ 遺留分義務者の課税

05 名古屋税理士会 「令和6年度税制改正意見書」

遺留分侵害額請求について

相続財産による弁済は相続手続の一環であり、
改正民法前と同じく譲渡所得税が課されないよう法整備が
必要である

▶▶ 遺留分義務者の課税

06 まとめ

**現行の所得税基本通達を廃止し
相続税の範疇による課税として
これを相続税法に明文化すること**

法人への遺贈

21

法人への遺贈

01 「法人への遺贈」に対する課税

- ☑ 法人への遺贈があった場合、法人は遺贈財産を無償で取得したとして受贈益が計上される
- ☑ 遺贈財産に含み益があった場合は、被相続人のみなし譲渡所得として準確定申告を行う
申告納付は相続人が行う

法人への遺贈

02 民法改正前後と「みなし譲渡課税」

☑ その遺贈に遺留分侵害額請求があり

金銭債権を支払った法人 ⇒ 受贈益を減額

金銭債権を得た遺留分権利者 ⇒ 相続税を申告

→納めたみなし譲渡所得税はどうなるのか？

法人への遺贈

03 みなし譲渡課税の問題点

☑ 民法改正前はみなし譲渡所得税の更正の請求 →OK だった

☑ 遺留分侵害額請求が金銭債権となった

代物弁済として譲渡が認識されるなら
法人の「みなし譲渡所得税の更正の請求」はできない
→できたものが、できなくなった？

法人への遺贈

04 遺留分権利者と遺留分義務者の税務

☑ 遺留分侵害額請求があった場合のみなし譲渡所得税の更正の請求については民法改正前から問題視されていた

☑ 民法改正前（平成4年11月16日最高裁判決）

法人に対する遺贈への遺留分減殺請求をした結果

「現物返還」「価額代償」を法人が選択
法人の選択により、遺留分権利者の税負担が異なる

法人への遺贈

05 引き続き検討しておきたい論点

☑ **みなし譲渡所得税と相続税の二重課税の問題**
遺留分権利者は得た遺留分に対して相続税を負担する
みなし譲渡所得税の更正の請求を認めるべきことを
明確にすべきである

☑ **相続の多様化への対応**
少子化が進む現代において、
法定相続人がいないなどの理由で法人への遺贈が
増えることが考えられる

法人への遺贈

06 みなし譲渡所得税とキャピタル・ゲイン

- みなし譲渡所得税**
キャピタル・ゲインの課税機会を逃がさないため

- 法人への遺贈**
財産を取得していない相続人が、その資産のキャピタル・ゲインを負担するという点に検討が必要ではないか
→担税力はどこにあるのか？

法人への遺贈

07 まとめ

- 法人への遺贈の際のみなし譲渡所得課税は、シャープ勧告当初から削除が重ねられたうえでも残っている
- 法人への遺贈が残っていることの明確な根拠はない
- 法人への遺贈は今後増加する可能性が高く、問題提起したい

事業承継と遺留分

29

▶▶▶ 事業承継と遺留分

01 自社株の問題

- ☑ 事業承継目的で遺贈された自社株について
遺留分侵害額請求により、遺留分権利者に代物弁済として
当該自社株を譲渡した場合、株価によっては譲渡所得税が
発生することになる
- ☑ この場合、納税資金の確保が必要となる

事業承継と遺留分

02 事業承継の円滑化に向けた提言

- ☑ 後継者が思わぬ納税に直面しないよう、譲渡所得税を課さず相続税の範疇による課税とすれば、自社株による代物弁済による負担は民法改正前と同じになる
- ☑ 遺留分侵害額請求による自社株の弁済は、特例経営承継期間経過後と同様、全部期限確定ではなく一部期限確定となるよう提言したい

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

遺留分制度をめぐる法務と税務の論点

提言

提言

「遺留分制度をめぐる法務と税務の論点」

1. 遺留分侵害額請求と譲渡所得税
2. 相続税法による明文化
3. 事業継承の実効性確保

遺留分侵害額請求をめぐる税務は
始まったばかりです

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing a memo.

**第2編 配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点
(第2研究発表小委員会)**

第二小委員会の発表

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

Theme
02

配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点

第二小委員会のメンバー紹介

グループリーダー	長尾 幸展 (名古屋中)
サブリーダー	河合 基裕 (岐阜北)
委員	橋本 博孔 (名古屋中村)
委員	竹本 守邦 (名古屋東)
委員	小菅 祐介 (中川)
委員	小山 茂三 (半田)

▶▶▶ 配偶者居住権の創設趣旨

- 01 配偶者の居住の確保
- 02 配偶者の老後の生活の安定
(老後資金の確保)

▶▶▶ 各ステージにおける税務の検討

- 01 配偶者居住権の「取得」
- 02 配偶者居住権の「保有」
- 03 配偶者居住権の「消滅」

配偶者居住権とは？

民法1218条

被相続人の配偶者は、
被相続人の財産に属した建物に相続開始時に
居住していた場合において、
遺産の分割等に該当するときは、
その居住していた建物の全部について無償
で使用及び収益する権利を取得する。

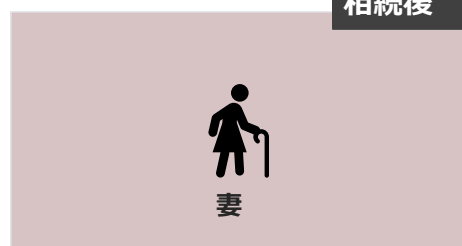
配偶者居住権とは？

配偶者居住権の基本形

相続開始前



相続後



土地建物
所有者



息子



居住者



妻



配偶者居住権とは？

01 配偶者居住権を設定しない場合

配偶者 建物 + 敷地 だけ

その他の相続人 その他の財産（金融資産等）

→配偶者の老後資金は？生活は？

配偶者居住権とは？

02 配偶者居住権を設定した場合

配偶者 配偶者居住権 + その他の財産
（金融資産等）

その他の相続人 建物 + 敷地 + その他の財産
（金融資産等）

→住む場所を確保しつつ、他の財産も取得できる

配偶者居住権の性質・特徴

- 01 設定：遺言、遺産分割協議等
- 02 第三者への譲渡不可
- 03 登記可能
- 04 法的性質：賃借権類似の法定の債権
- 05 第三者への賃貸可能

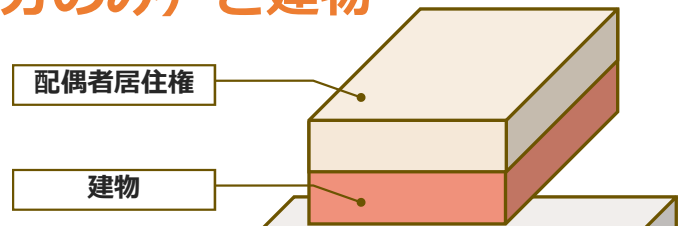
改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点

配偶者居住権の「取得」

配偶者居住権の評価方法

01 | 配偶者居住権 (居住の用に供する部分のみ) と建物



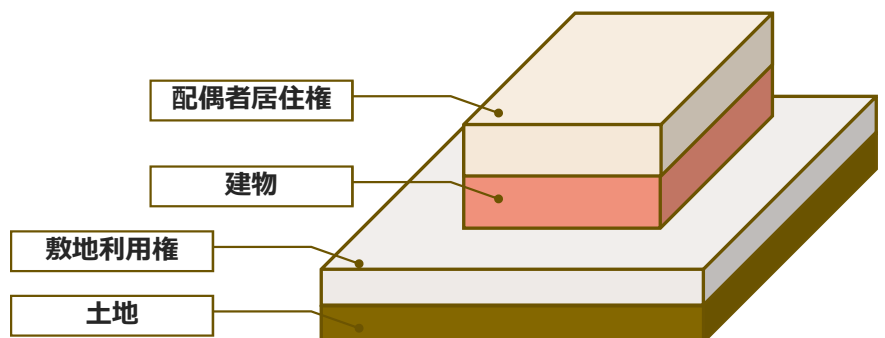
02 | 敷地を使用する権利等と土地



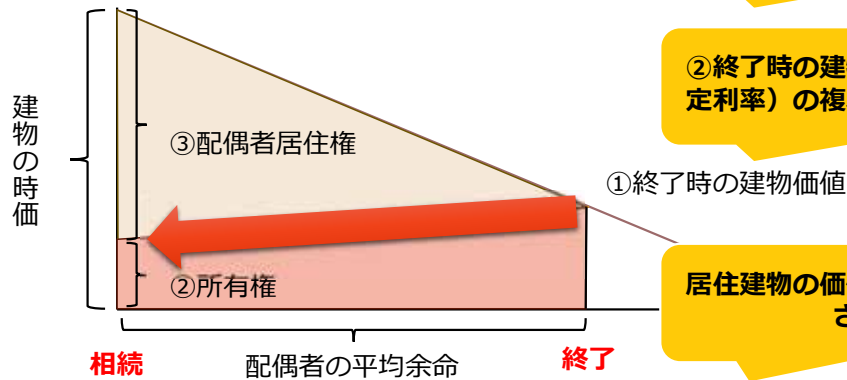
配偶者居住権の評価方法の特徴

01 | 財産評価基本通達ではなく、法定評価。

02 | 敷地利用権には小規模宅地等の特例を適用できる。



配偶者居住権の評価方法



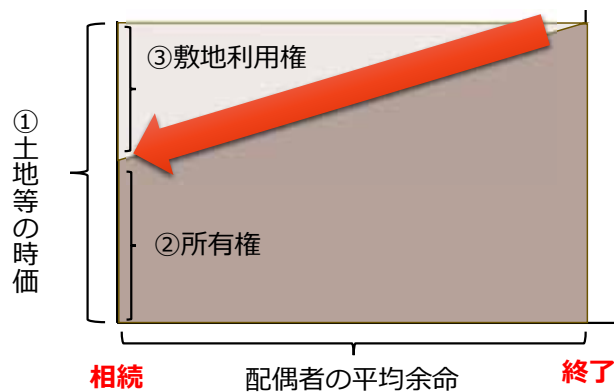
①終了時の建物価額を計算

②終了時の建物価額を、3%（法定利率）の複利計算で割り戻す。

居住建物の価値（所有権）が算出される。

③建物の時価から②所有権を控除する。

敷地利用権の評価方法



①終了時の建物価額を、3%（法定利率）の複利計算で割り戻す。

土地等の時価から②所有権を控除する。

配偶者居住権の評価方法

03 | 割引率は「民法の法定利率」

一般的な利率



・ 民法の法定利率	3%
・ 10年国債利回り	0.56%
・ 住宅借入金等特別控除の控除率	0.7%

事例検討

- 01 配偶者居住権を設定しなかった場合
- 02 配偶者居住権を設定した場合
- 03 適用利率が0.75%だった場合
- 04 配偶者が若かった場合

事例検討

事例01、02の概要


相続人 : 妻 (80歳)  子 

相続財産 : 建物 3,000万
土地 7,000万
預貯金 10,000万
法定利率 : 3%

事例検討

事例01 | 配偶者居住権を設定しない場合の計算

一次相続

		
建物	3,000万	0
土地	7,000万	0
預貯金	0	10,000万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万



二次相続

	
建物	3,000万
土地	7,000万
預貯金	
財産合計	10,000万
相続税額	1,220万

事例検討

事例02 | 配偶者居住権を設定した場合の計算

一次相続

		
建物		902万
配偶者居住権	2,098万	
土地		4,907万
敷地利用権	2,093万	
預貯金	5,808万	4,192万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0	1,670万



二次相続

	
建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	5,808万
財産合計	5,808万
相続税額	281万

事例検討

事例01と事例02の比較検討（一次相続）

事例1 配偶者居住権なし

		
建物	3,000万	0
土地	7,000万	0
預貯金	0	10,000万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0	1,670万

事例2 配偶者居住権あり

		
建物		902万
配偶者居住権	2,098万	
土地		4,907万
敷地利用権	2,093万	
預貯金	5,808万	4,192万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万

事例検討

事例01と事例02の比較検討（二次相続）

事例1 配偶者居住権なし



建物	3,000万
土地	7,000万
預貯金	
財産合計	10,000万
相続税額	1,220万

事例2 配偶者居住権あり



建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	5,808万
財産合計	5,808万
相続税額	281万

事例検討

事例3の概要

相続人：妻（80歳）  子 

相続財産：建物 3,000万
土地 7,000万
預貯金 10,000万

適用利率：**0.75%**


事例検討

事例03 | 法定利率を0.75%とした場合の計算

一次相続

		
建物		1,175万
配偶者居住権	1,825万	
土地		6,398万
敷地利用権	602万	
預貯金	7,573万	2,427万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万

二次相続

	
建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	7,573万
財産合計	7,573万
相続税額	594万

事例検討

事例02と事例03の比較検討（一次相続）

事例2 法定利率:3%

		
建物		902万
配偶者居住権	2,098万	
土地		4,907万
敷地利用権	2,093万	
預貯金	5,808万	4,192万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万

事例3 適用利率:0.75%

		
建物		1,175万
配偶者居住権	1,825万	
土地		6,398万
敷地利用権	602万	
預貯金	7,573万	2,427万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万

事例検討

事例02と事例03の比較検討（二次相続）

事例2
法定利率:3%



建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	5,808万
財産合計	5,808万
相続税額	281万

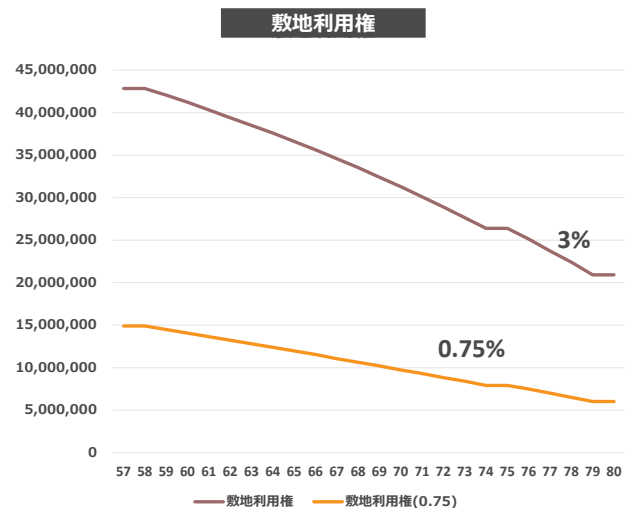
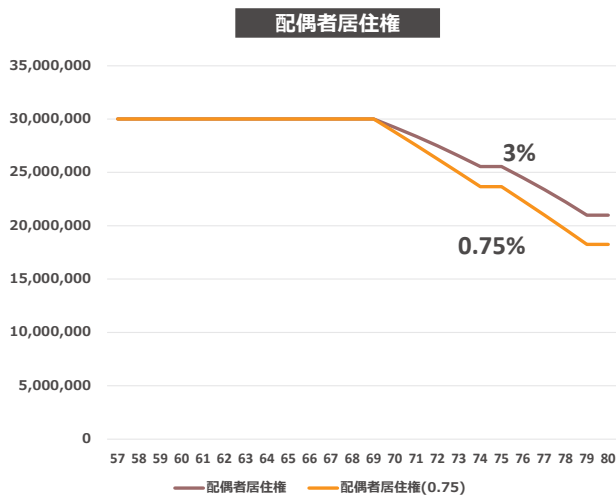
事例3
適用利率:0.75%



建物	
配偶者居住権	0
土地	
預貯金	7,573万
財産合計	7,573万
相続税額	594万

事例検討

法定利率の違いによる評価額の差



事例検討



事例04の概要

相続人 : 妻 (60歳)  子 
 相続財産 : 建物 3,000万
 土地 7,000万
 預貯金 10,000万
 法定利率 : 3%

事例検討


事例04 | 配偶者が若かった場合の計算

一次相続

		
建物		0
配偶者居住権	3,000万	
土地		2,968万
敷地利用権	4,032万	
預貯金	2,968万	7,032万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万



二次相続

	
建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	2,968万
財産合計	2,968万
相続税額	0円

事例検討

事例02と事例04の比較検討（一次相続）

事例2
配偶者：80歳



建物		902万
配偶者居住権	2,098万	
土地		4,907万
敷地利用権	2,093万	
預貯金	5,808万	4,192万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	1,670万

事例4
配偶者：60歳



建物		
配偶者居住権	3,000万	
土地		2,968万
敷地利用権	4,032万	
預貯金	2,968万	7,032万
財産合計	10,000万	10,000万
相続税額	0円	0円

事例検討

事例02と事例04の比較検討（二次相続）

事例2
配偶者：80歳



建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	5,808万
財産合計	5,808万
相続税額	281万

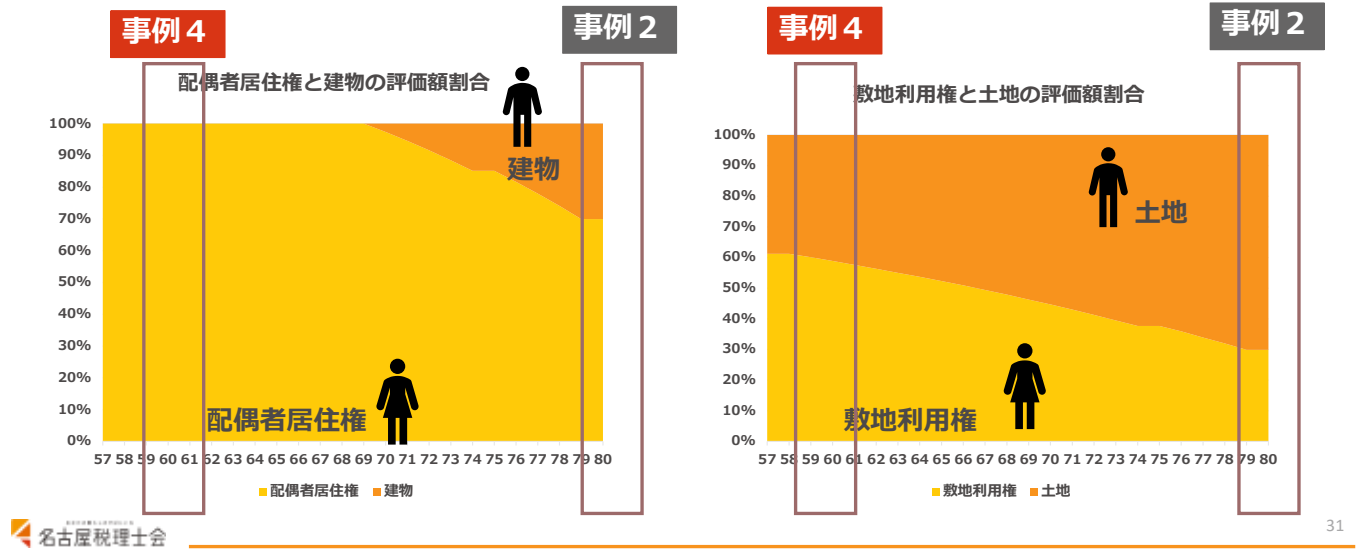
事例4
配偶者：60歳



建物	
配偶者居住権	0
土地	
敷地利用権	0
預貯金	2,968万
財産合計	2,968万
相続税額	0円

事例検討

設定時の配偶者の年齢の評価額への影響



31

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点

配偶者居住権の「消滅」

32

配偶者居住権の消滅

消滅事由

- 01 存続期間の満了
- 02 居住建物の所有者による消滅請求
- 03 配偶者の死亡
- 04 居住建物全部の滅失等

配偶者居住権の消滅

対価を支払って解除した場合の課税関係は？

- 01 | 分離課税
- 02 | 総合課税

配偶者居住権の消滅

贈与税が課税される場合は？

01 | 無償による移転

02 | 合意による解除

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点

配偶者居住権の「保有」

配偶者居住権の創設趣旨

01 | 配偶者の居住の確保

02 | 配偶者の老後の生活の安定（老後資金の確保）

民法1218条

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住していた場合において、遺産の分割等に該当するときは、その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利を取得する。

配偶者居住権の法的性質

民法1218条

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住していた場合において、遺産の分割等に該当するときは、その居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利を取得する。

使用権だけでなく収益権も認められた強い権利である。

→配偶者居住権の法的性質は、
「賃借権類似の法定の債権」と定義される。

配偶者居住権の保有

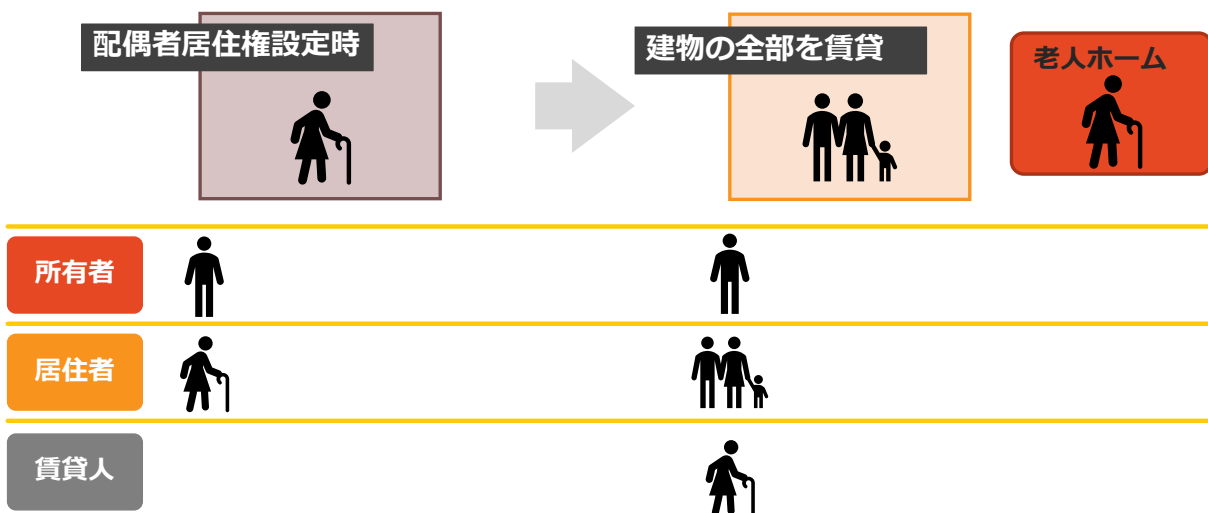
賃料は誰に帰属するのか？

01 | 居住専用建物の場合

02 | 賃貸併用建物の場合

居住専用建物の場合

配偶者が老人ホームに入り第三者に賃貸する



▶▶▶ 居住専用建物の場合

配偶者が老人ホームに入り第三者に賃貸する



所有者 の承諾を得て、配偶者 が賃貸人となり、第三者 に貸すことができる。

この場合の家賃収入は、配偶者 に帰属する。

▶▶▶ 居住専用建物の場合②

空室を第三者に賃貸する



所有者		所有者	
居住者		居住者	
賃貸人		賃貸人	

▶▶▶ 居住専用建物の場合②

空室を第三者に賃貸する

配偶者居住権設定時




相続時
未利用部分



未利用部分を賃貸



居住の用に供していなかった部分について、所有者  の承諾を得て、配偶者  が




第三者  に貸すことも可能。

この場合の家賃収入も、配偶者  に帰属する。

▶▶▶ 減価償却費の問題

所得税法49条

居住者のその年12月31日において、有する減価償却資産につきその償却費として、第37条の規定によりその者の不動産所得の金額（……）の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で逡減する償却の方法、その他の政令で定める償却の方法の中からその者が、当該資産について選定した償却の方法に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

配偶者  は建物の所有者ではないため、所有者  の承諾を得て、第三者  に賃貸した場合、建物に係る減価減価償却費を、不動産所得の経費とすることはできない。

（所有者  と  が生計一の場合を除く）

▶▶ 賃貸併用建物の場合

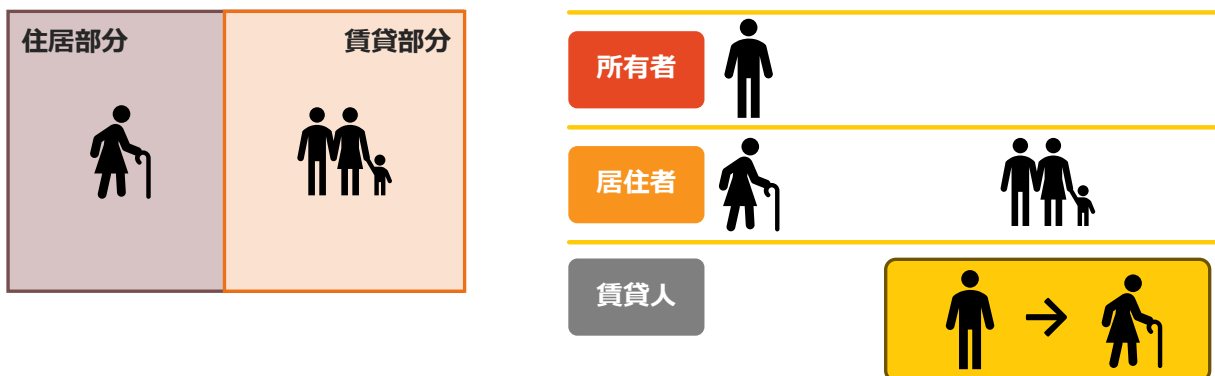
相続前より賃貸していた場合



所有者		所有者	
居住者		居住者	
賃貸人		賃貸人	

▶▶ 賃貸併用建物の場合

賃貸借契約を変更し、配偶者が賃貸人となった場合 「賃料」の帰属はどうなるのか？



▶▶▶ 賃貸併用建物の場合

民法1218条

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物の相続開始時に居住していた場合において、遺産の分割等に該当するときは、その**居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利**を取得する。

01 | 所有者優位説

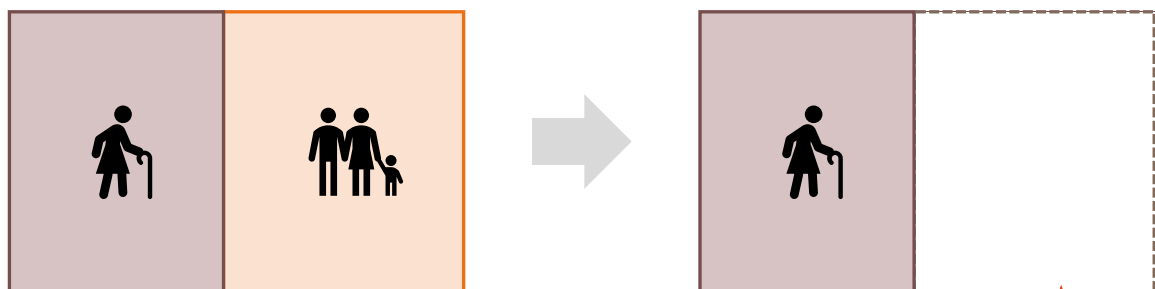
VS

02 | 配偶者優位説

▶▶▶ 配偶者居住権は既存の賃貸部分に及ぶのか

01 | 所有者優位説

配偶者居住権は既存の賃貸部分には及ばない

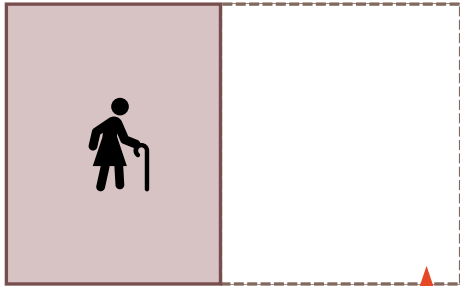


配偶者居住権は「居住」のための権利なので、居住していない部分は及ばない。




配偶者居住権は既存の賃貸部分に及ぶのか

01 | 所有者優位説

配偶者居住権は既存の賃貸部分には及ばない



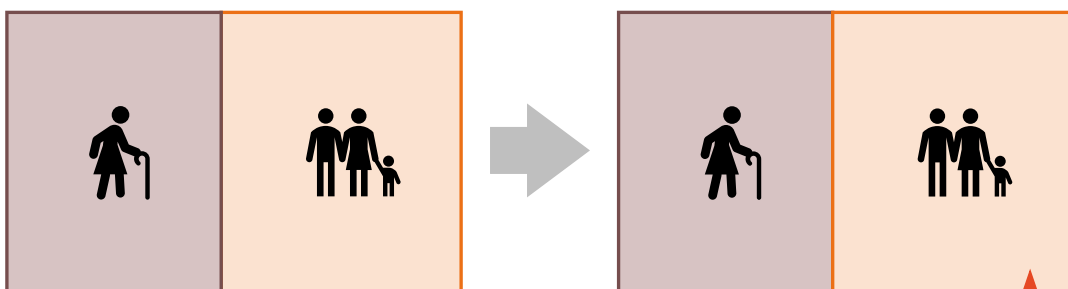
配偶者居住権は「居住」のための権利なので、居住していない部分は及ばない。

- ・ 配偶者居住権は居住のための権利なので、賃貸部分には及ばない。
- ・ 賃貸人を変更したとしても。家賃収入は、所有者  に帰属する。
- ・ 所有者  が、家賃相当分を  に贈与したと考える。

配偶者居住権は既存の賃貸部分に及ぶのか

02 | 配偶者優位説

配偶者居住権は既存の賃貸借契約に対抗はできないが、所有者の許可を得れば、建物の全部に及ぶ。

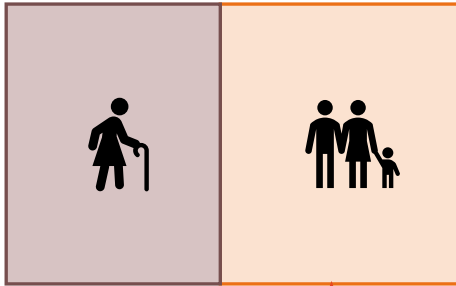


配偶者居住権は建物全部に及ぶため、所有者の許可を得れば、建物全部に及ぶ。

配偶者居住権は既存の賃貸部分に及ぶのか




02 | 配偶者優位説

配偶者居住権は既存の賃貸借契約に対抗はできないが、所有者の許可を得れば、建物の全部に及ぶ。






配偶者居住権は建物全部に及ぶため、所有者の許可を得れば、建物全部に及ぶ。

・配偶者居住権は居住部分だけでなく、賃貸部分にも及んでいると解釈する。




・所有者  の承諾を得ているのであれば、賃貸人を  に変更することにより、家賃は  に帰属することになる。

どちらの立場に立つ？

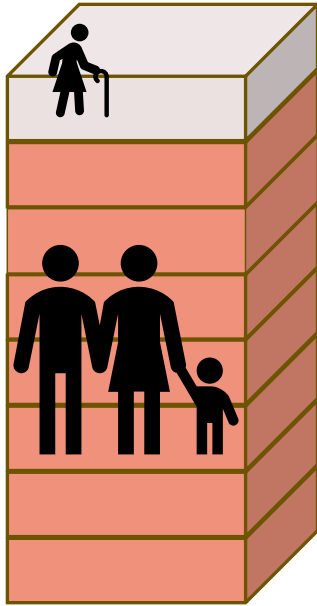
01 | 所有者優位説

- ・配偶者居住権は居住のための権利なので、賃貸部分には及ばないと解釈する。
- ・賃貸人を変更したとしても、家賃収入は、所有者  に帰属する。
- ・所有者  が、家賃相当分を  に贈与したと考える。

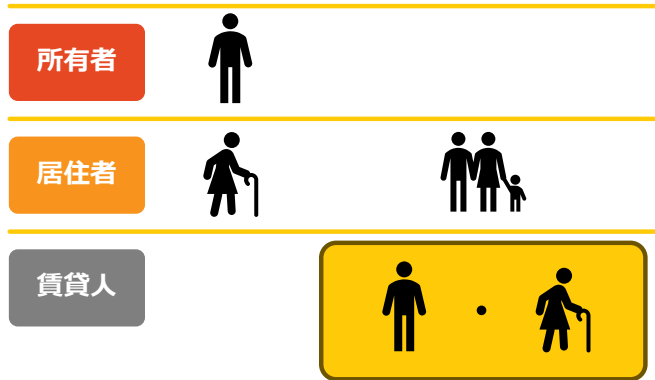
02 | 配偶者優位説

- ・配偶者居住権は居住部分だけでなく、賃貸部分にも及んでいると解釈する。
- ・所有者  の承諾を得ているのであれば、賃貸人を  に変更することにより、家賃は  に帰属することになる。

所有者優位説からの疑問



配偶者の居住部分が少なく、賃料収入が多い場合でも、賃料を配偶者に帰属させてよいのか？
所得の分散に利用されないか？



賃貸併用建物の場合

民法1218条

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始時に居住していた場合において、遺産の分割等に該当するときは、その**居住していた建物の全部について無償で使用及び収益する権利**を取得する。

01 | 所有者優位説

VS

02 | 配偶者優位説

提言

55

提言

「配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点」

1. 配偶者居住権の「取得」に関して
2. 配偶者居住権の「保有」に関して
3. 配偶者居住権の「消滅」に関して

配偶者居住権をめぐる税務は 始まったばかりです。



①所有者優待説

名古屋税理士会の発表で使用します

② 配偶者 優位 説

名古屋税理士会の発表で使用します

第3編 遺留分と配偶者居住権の日独比較
(第3研究発表小委員会)

▶▶▶ 第三グループの発表

改正民法等が招いた
税理士実務への影響について

Theme
03

ミュンヘン税理士会との交流

▶▶▶ 第三グループのメンバー紹介

■ 名古屋税理士会公開研究討論会実行特別委員会

副委員長	鈴木 洋司（名古屋中）
総括	長谷川敏也（名古屋東）
グループリーダー	大島 幸一（千種）
サブリーダー	堀尾 博樹（名古屋西）

■ ミュンヘン税理士会

副会長及び財務担当	ギュンター・ヘルムハーゲン
副会長	Dr. フェルディナント・リューヒハルト

ミュンヘン税理士会との交流

01 | 交流の歴史

- ・ 2001年友好協定締結
- ・ 2年毎の相互訪問（4年間に一度訪問）

02 | 過去の意見交換の内容

- ・ 日独の税理士制度（税理士法、税務行政の電子化など）
- ・ 日独の税法比較（所得税、消費税、事業承継制度など）

日独の課税方式

日独の相続税・所得税比較

	日本	ドイツ
相続税の課税方式	法定相続分課税方式	遺産取得課税方式
居住用不動産非課税範囲	小規模宅地評価減 配偶者等330㎡まで80%減	居住継続の場合 配偶者：非課税（面積制限なし） 実子・孫：200㎡まで非課税
遺留分制度	あり（金銭債権）	あり（金銭債権）
配偶者居住権	あり	あり
課税対象	包括的所得概念	制限的所得概念
譲渡所得	長期（5年超）：税率15% 短期（5年以下）：税率30%	10年超保有不動産：非課税 自己の居住用財産（2年間）非課税

遺留分制度の諸問題

相続税と所得税の二重課税

遺贈財産で遺留分権利者に弁済した場合の課税関係

ドイツでの遺留分請求権の利用は？

遺留分請求権が税負担額の最適化に利用できる？

配偶者居住権

01 | 相続における配偶者居住権の利用

相続の際に配偶者居住権がどのように利用されるか？

02 | 配偶者居住権の及ぶ範囲

配偶者居住権は建物全体に及ぶか？

税理士の役割

ドイツの税理士は重要な社会インフラ

**税理士は
ライフラインに関わる重要な職業**

税理士は国の安定に不可欠な存在と認識されている

(日税連税理士界 第1403号 論壇)

Prof. Dr. ハルトムート・シュワープ ミュンヘン税理士会会長
ミュンヘン税理士会役員に感謝し

名古屋税理士会は
日独税制を比較して日本の課税を考えていきます。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing a memo.

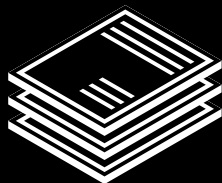
「税」の未来はここから 会員募集のご案内

税務に関する情報収集専門的知識の拡充

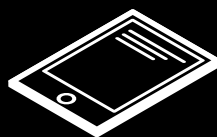
研究活動



出版事業



電子書籍サービス



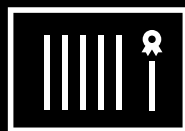
図書室



講座・セミナー



日税研究賞



メールマガジン



税務相談室



相談無料

税務相談室

税務に関する法令に規定された納税義務の適正な実現に資するため、一般的な事案を対象とした、電話による税務相談室を運営しています。

相談窓口：03-3492-6016

JTRI

JAPAN TAX
RESEARCH
INSTITUTE

公益財団法人 日本税務研究センター
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館1階
TEL:03-5435-0912 FAX:03-5435-0914

www.jtri.or.jp

日税研

検索



加入対象者

税理士事務所・税理士法人・会計法人 等の厚生年金被保険者です!

2022年10月から、5人以上の従業員を雇用している土業の個人事業所は、
厚生年金保険が強制適用になりました。

制度の概要



会社単位でご加入いただく制度です。



キャッシュバランスプラン制度です。

最高4%（最低1%）の利息を複利でおつけしますので元本割れすることはありません。



運用益、利息は非課税です。



70歳まで加入できます。



掛金は全額事業主負担です。

健保の等級表（上限139万円）を使用し、掛金率は1.5%です。（事務費掛金含む。）



事業主のメリット



掛金は、全額必要経費、損金算入できます。



退職金の内枠にすることができ、
退職金の社外積立として活用いただけます。



人材の定着、採用活動にアピールできます。

加入者のメリット



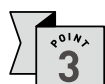
受取方法を選択できます。

一時金、終身年金、確定年金（5年/10年/15年）



iDeCo と同時加入することができます。

(iDeCo の拠出上限 14.4万円/年)



一時金は iDeCo 等他の年金制度へ移管できます。



結婚・出産の際にはカタログギフトをお贈りします。



日本税理士企業年金基金

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 No.6

税理士基金 Q <https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/>

TEL 03-5740-0851

FAX 03-5740-0853

基金について詳細はこちらから→



日本税理士共済会(にちぜいきょうさい)は税理士業界内で働く人だけが加入できる相互扶助団体です

昭和28年の西日本豪雨災害で被災した税理士の救済をきっかけに発足しました。創立以来、大震災などの自然災害で被災した加入者に対し、また平成の熊本地震や近年の豪雨・台風での水害では、加入者だけではなく未加入の被災税理士に対しても、少しでも復興のお役に立てるよう「災害見舞金」をお届けしています。さらに「会務従事者見舞金支援」制度で会務従事中の死亡・高度障害に対する見舞金を税理士会に対して支援しています。

ご加入例

残された家族のための保険金として、自分が高度障害になってしまった場合の生活費や治療費として。

死亡・高度障害 **1,000万円**
 (災害が原因の場合 **1,500万円**)
 死亡・高度障害に特化したシンプルな内容なので
 50才女性の場合 月々 **2,462円**
 1日あたり **83円!**

税理士団体保障

(税理士と配偶者、職員のための団体定期保険)
 新規加入は70歳まで、保障は80歳まで

税理士のご夫婦しか加入できない保険。
 税理士業界オリジナルの夫婦同時保障。

死亡・高度障害(本人) **1,000万円**
 (配偶者) **500万円**
 死亡・高度障害に特化したシンプルな内容で
 (49歳女性税理士と) 月々 **3,785円**
 (50歳配偶者の場合) 1日あたり **127円!**

おしどり保障

(税理士と配偶者しか加入できない夫婦連生保険)
 本人の新規加入は65歳まで、配偶者は80歳まで。
 保障期間はご夫婦共に80歳まで。

ある日突然、介護状態になってしまったら。
 65歳までは公的介護保険受給に制限が。

所定の要介護状態で **400万円**
 親介護特約をつけると
 親が所定の要介護状態で **100万円**
 50歳女性の場合 月々 **460円**
 80歳の母親 月々 **3,052円**
 本人と親の保障合計で1日あたり **118円!**

団体介護保障

(税理士と配偶者、親のための団体介護保険)
 本人の新規加入は70歳まで、保障は80歳まで
 親の新規加入は40歳から、保障は85歳まで

個人年金保険料控除の対象で、
 職員も個人で積立が始められます。

毎月の積立額 **10,000円から**
 (1口10,000円から50口500,000円まで)
 別途積増金 **100,000円から**
 1口100,000円を50口まで積増できます。
 (年2回、3月と9月に積み増しが可能)
 年金受給の際に、10年確定年金か10年保証
 終身年金のどちらかを選べます。(一時金も可)

個人年金

(税理士と配偶者、職員のための年金積立)
 新規加入は74歳まで、85歳まで積立可能
 旧個人年金保険料控除が適用されます

※おしどり保障以外は、それぞれ単独で(お一人から)ご加入いただけます。
 ※各制度に記載の負担金は概算ですので、実際の振替額はパンフレットをご覧ください。
 ※個人年金以外は1年更新です。毎年更新時にその年の年齢の負担金をご確認ください。
 ※各制度とも医師の診察は不要です。各制度の申込書にある告知内容をご確認ください。
 ※詳細につきましては、日本税理士共済会のHPやDMをご覧ください。http://www.zeirishikyosai.com(下のQRコードでHPをご確認できます)

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
 電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323
 e-mail jim@zeirishikyosai.com HP http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会は
 公益財団法人日本税務研究センターが運営する
 「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは
 こちら



ご存知ですか、全税共のことを。

全税共は
税理士とその関与先等関係者のために設立された団体です。



《全税共の事業》

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険

経営者に万一のことがあったとき、最高2億円の大型保障で企業をしっかりガードします。

経営者保険総合プラン

定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります。

経営者スーパープラン

ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています。

団体所得補償保険

就業不能時、税理士には月額最高200万円(40口加入の場合)を1年間もしくは2年間補償します。

新・団体医療保険

入院一日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します。介護一時金もあります。

介護・がん補償保険

要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新の加入でがん診断保険金など様々な補償があります。

ビジネスマスター・プラス

6つの補償(物損害・工事物・商取引・休業・賠償・傷害)で、事業活動のリスクに備えます。企業にあわせて、必要な補償を選ぶことができます。

全税共年金

税理士とその関与先のための拠出型企業年金保険。月々1万円から積み立てられます。

事業承継(M&A等)顧客紹介

PET検診・人間ドック

介護無料相談

健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

ホームセキュリティ

みまもりサポート

全税共個人型DC(確定拠出年金)

全税共文化サロンの運営 ほか

《設立の経緯》

昭和49年11月に全国の税理士とその関与先等関係者の福祉共済、経済的地位の向上を図ること等を目的に、全国組織の福祉共済団体として設立されました。以来『3つの基本理念』を掲げて、VIP大型総合保障制度や全税共年金等の各種事業を通じて、税理士業界と関与先の繁栄に貢献しています。

《3つの基本理念》

- 1) 関与先企業の繁栄に貢献する。
- 2) 提携企業との共栄を図る。
- 3) 税理士業界の発展に寄与する。

《社会貢献活動》

税や税制に関するシンクタンクの活動を支援

公益財団法人日本税務研究センターが行う税に関する学術・研究活動の進展に貢献しています。

地域文化の振興を助成

公益財団法人全国税理士共栄会文化財団が進める地域文化の振興活動を支援しています。

電話による税の無料相談サービスを提供

日本税理士会連合会と公益財団法人日本税務研究センターが共催する税務相談室への財政支援を通じて、税の無料相談サービスを提供しています。

税理士とその関与先のための

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03-5740-8331(代) FAX 03-5740-8333

全税共の事業はホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>



欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

誰でも簡単に
検索できる!!

読みやすい
判決・裁決!!

TAINSで
研修がうけられる。

欲しい情報にたどり着く
ハイブリッド検索!

TAINSとは

TAINS（税理士情報ネットワークシステム）は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。

TAINSは今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひ TAINS にアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**

■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン



新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。



従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。



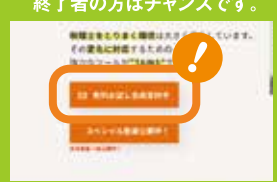
判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

■ スマートフォンにも対応。



調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。



今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

■ オンデマンドによるビデオ研修を TAINS で受講できます。



会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。

税理士新規登録者に対する6か月間の無料制度がスタートしました。
詳しくはホームページをご覧ください。



一般社団法人
日税連税法データベース

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 3F

<https://www.tains.org>

Mail: info@tains.or.jp